

幅木の認定基準の一部改正について

1 適用
現行のまま

2 種類

(1) 幅木は次の2種類とする。

第1種	本体と取付部からなる幅木で、取り付け場所に応じ、桁側幅木と妻側幅木がある。
第2種	本体に加え、作業床に載せて使用する幅5cm以上の水平部を有するL型の幅木で、取り付け場所に応じ、桁側幅木と妻側幅木がある。

(2) 第1種, 第2種ともに次の2種類がある。

単独タイプ：足場の1スパンごとに取り付けるもの。

長尺タイプ：足場の1スパン間隔を超えて取り付けもの。

【解説】

(1) 桁側幅木は足場の作業床の長手方向と平行に取り付ける幅木を、妻側幅木は足場の妻側に作業床の長手方向と直角に取り付ける幅木をいう。

(2) 取付部は本体と一体構造又は専用の別部品であること。

~~(3) 第2種の水平部とはその幅が5cm以上21cm以下のものをいう。~~

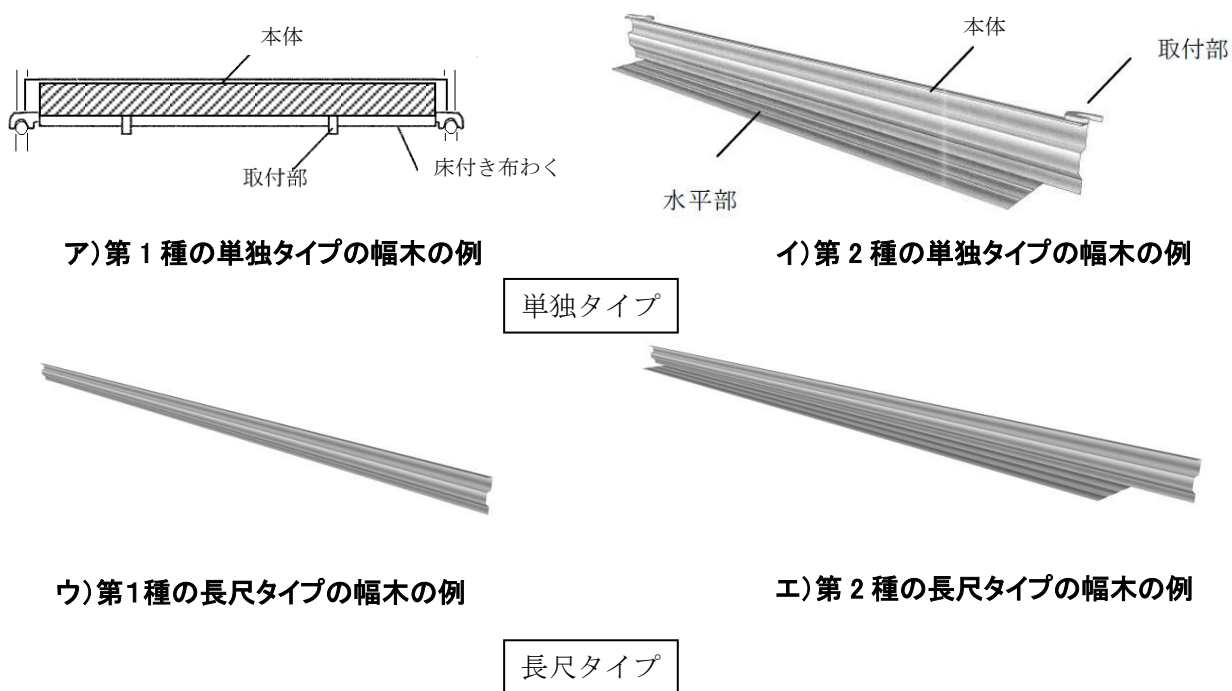


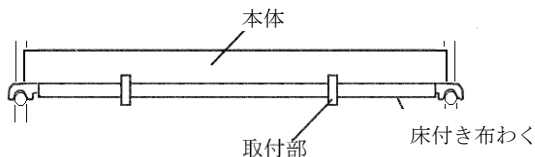
図-1 幅木の種類

3 材料等
現行のまま

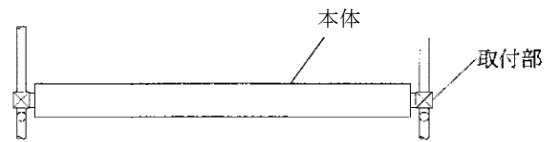
4 構造等

幅木は第1種及び第2種とも、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

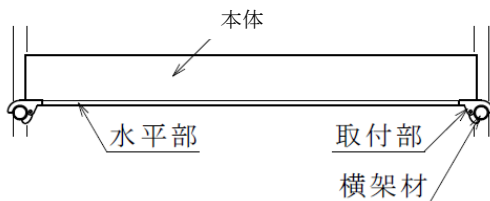
- a 本体の高さが15 cm以上であること。
- b 取付部が一体構造のもの及び専用の別部品のもの取付部は、使用中に容易に外れない構造であること。
- c 使用場所、取付箇所が限定されるものは、用途外に使用できない構造であること。
- d 第2種の幅木にあつては次によること。
 - (a) 水平部に足がかかっても著しいたわみが生ずるおそれが無い丈夫な構造のものであること。
 - (b) 水平部の幅は~~5 cm以上~~21 cm以下とすること。
 - (c) ~~幅10 cm以上の幅木の~~水平部にはその表面に滑り止め加工の措置を施してあること。
- e 第1種にあつては床面と本体との隙間が水平方向、垂直方向ともに1 cm以下、第2種にあつては床面と水平部との垂直方向の隙間が1 cm以下であること。
ただし以下の部分については隙間を3 cm以下とすること。
 - (a) 脚柱及び支柱（以下「脚柱等」という。）に取り付ける桁側幅木及び妻側幅木については脚柱等と本体との隙間。
 - (b) 床付き布わく又は横架材（水平材）に取り付ける桁側幅木については、幅木と幅木の隙間。
 - (c) 妻側幅木と桁側幅木との隙間。
- f 本体に穴が開いていないこと。ただし、取付部や水平部を取り付ける等のために設けられた必要最小限の穴は除く。



ア) 床付き布わくに取り付ける幅木の例



イ) 脚柱等に取り付ける幅木の例



ウ) 横架材に取り付ける幅木の例

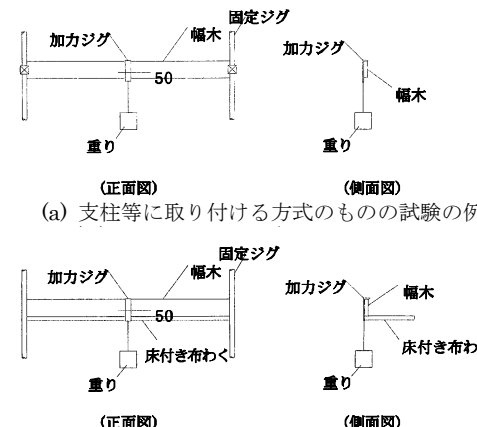
図-2 幅木の取付方法

【解説】
現行のまま

5 工 作 等
現行のまま

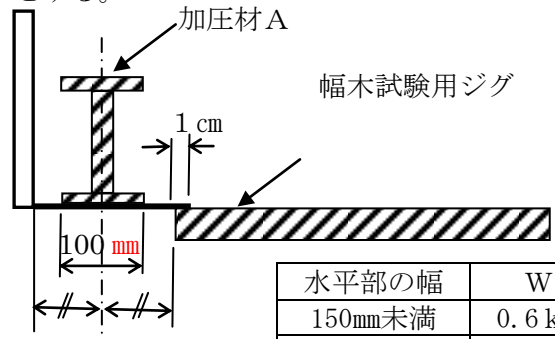
6 強 度 等

(1) 幅木は、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。ただし、妻側幅木のうち、取り付け時に幅木本体が作業床・横架材に載る構造のものは「幅木の鉛直荷重試験」を省略することができる。

試 験 方 法	強 度 等
(幅木の水平引張試験) 現行のまま	現行のまま
(幅木の鉛直荷重試験) 次の図に示すように、試験用ジグに幅木を取り付け第2種の幅木にあっては床付き布わくに水平部を1cm重ねた状態で、幅木の中央部に85kgの重りをつり下げ、加力ジグ上端の鉛直たわみ量を測定する。なお、水平たわみ量は初期荷重5kgをかけた状態から測定するものとする。  <p>(a) 支柱等に取り付ける方式のもの試験の例</p> <p>(b) 床付き布わくにに取り付ける方式のもの試験の例</p>	鉛直たわみ量が10mm以下であること

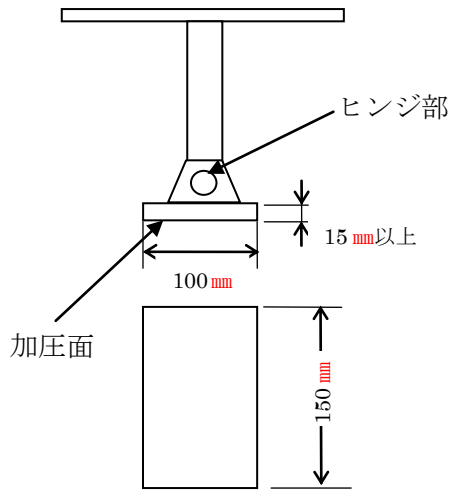
~~(2) 桁側幅木は、次の表に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。~~

(32) 第2種の幅木のうち水平部の幅が110mm以上のものについては、前項の規定によるほか次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。

試 験 方 法	強 度 等						
(水平部のたわみ試験) 次の図に示すように、水平部を幅木試験用ジグに1cm重ねた状態で試験機に取り付け、加圧材Aを重なりを除く水平部の中心に置き、鉛直荷重を掛け、荷重が次表に掲げる数値[W]のときにおける水平部のみの鉛直たわみ量を測定する。なお、鉛直たわみ量は初期荷重0.05kNをかけた状態から測定するものとする。  <table border="1" data-bbox="606 1881 941 2004"> <tr> <td>水平部の幅</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>150mm未満</td> <td>0.6 kN</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td>0.8 kN</td> </tr> </table>	水平部の幅	W	150mm未満	0.6 kN	150mm以上	0.8 kN	鉛直たわみ量が10mm以下であること。
水平部の幅	W						
150mm未満	0.6 kN						
150mm以上	0.8 kN						

【解 説】

加圧材 A の加圧面は、次の図下図に示す寸法であること。



~~備考 寸法の単位はmmとする。~~

図-6 加圧材 A

7 表 示
現行のまま